

【 処置 】**248 皮膚科光線療法と皮膚科軟膏処置の併算定について**

《令和6年7月31日》

○ 取扱い

次の場合における J 053 皮膚科軟膏処置と J 054 皮膚科光線療法との併算定は、原則として認められる。

- (1) 同一部位で別疾患
- (2) 別部位で同一疾患

○ 取扱いを作成した根拠等

皮膚科軟膏処置は、患部に軟膏等を塗る処置で、皮膚症状の改善や維持を目的として実施される。

皮膚科光線療法は、赤外線や紫外線を患部に照射する治療法で、新陳代謝の活性化、鎮痛作用、皮疹の改善、免疫抑制、皮膚の炎症や掻痒感の軽減等、多様な皮膚疾患に実施される。

異なる疾患に対して皮膚科軟膏処置と皮膚科光線療法を実施する場合、同一部位であっても症状に応じて双方の処置を実施する。また、同一疾患であっても部位により皮膚症状が異なる場合は、必要に応じて双方の処置を実施する。

以上のことから、上記(1)、(2)の場合における J 053 皮膚科軟膏処置と J 054 皮膚科光線療法との併算定は、原則として認められると判断した。